

## 損害一覧解説

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立人番号(青字)は受付後に当事務所で振るので、ご記入の必要はありません。</li> <li>証拠番号(青地部分)にも申立人番号を振るので、ご記入しないでください。</li> <li>・氏名または名称をご記入ください。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社労夢」についての契約書(本件ランサムウェア事故当時のもの)の写しのご提出をお願いします。契約書が締結されていない場合、契約書に代わる書面あるいは利用の合意を示す証拠(利用料の請求明細など)をご準備ください。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の社労士業務とは異り本件ランサムウェア事故対応のために特別に負担することになった人件費が今回の損害になります。例えば、雇用契約を結んでいる従業員の場合、本件ランサムウェア事故対応のために特別に残業したときの残業代がここにいう損害になりますが、通常の残業とは異なることの証明が必要です(例えば残業している時間が本件ランサムウェア事故の直後から社労夢が正常に稼働する前までに限定されているなど)。法人の役員など、報酬に変更がない人についてはこの人件費には該当しません。</li> <li>・計算式は「事故対応のための稼働時間×時間給」となるのが一般的かと考えます。</li> <li>・本件ランサムウェア事故対応のために特別に人件費を支出したと言える資料を証拠としてご準備ください。(例えば、サンプルにあるような臨時アルバイト従業員であればそのシフト表など)</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件ランサムウェア事故により「オンプレ版社労夢」を利用し、その利用料を負担させられた方は、その額を記載のうえ、支払いを証明する証拠をご提出することになります。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料差額は、「社労夢」が現実に使用することができないのに支払った利用料(差額分)のことです。契約書には「本サービスを提供出来なかった日数×(契約者が支払う利用料月額÷30)」が損害額になる旨記載があるので、これから実際にエムケイシステムが請求しなかった分(未請求期間分)を減じて、計算いただきます。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでいう信用毀損とは、本件ランサムウェア事故によって失った営業上の信用を意味します。通常は、本件ランサムウェア事故がなければ得られたであろう利益が損害と考えます。顧客を失ったり、実際に売上が減少したり、潜在的顧客を逃すような事情があればそのような主張は可能です。その他、顧客から実質的な損害の負担を強いられたり、値上げ交渉ができなかった場合も同様に考えることができます。その主張を具体的根拠づける事実をご記載ください。なお、過去の裁判例を参考に、信用毀損にかかる損害賠償請求額は、一律100万円とさせていただいております。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記で記載しきれなかった損害を記載します。</li> <li>実際に損害を負担したりした場合の支払額、本件ランサムウェア事故についての詫び状の発送料などが損害に含まれます。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の損害額を合計していただきます。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の改定等の相当な解決を求める場合はチェックを入れます。</li> </ul>